

特定計量器の有効期限は法令により定められています。有効期限は特定計量器の種類により異なりますが、例えば、一般的な家庭で使われる電気メーターは10年、照度計は2年となっています。

検定に合格した照度計には検定証印が付され、有効期間満了の年月が表示されます。

有効期限
20XX.12
日本電気計器検定所

照度計の
検定証印

電気メーター図鑑

-8-

型式承認第1号の電気メーター (整流子電動機形積算電力計)

使用時期 日本で電気が使われ始めた頃
(型式承認は1911(明治44)年)

製造事業者及び型名 GE(米国) C-6

- 特徴**
- (1) 日本で型式承認業務が開始された1911(明治44)年に型式承認された電気メーターは、すべて外国製で、アメリカ4、イギリス1、ドイツ1の6型式でした。
 - (2) 当時東京の中心街では、交直流切替式の配電が行われていたため、このメーターも交直両流用として承認されました。

見つけやすさ ★(当時の電気メーターは、ほとんど残っていません。)

難しい

▼型式承認第1号の電気メーター



INFORMATION JEMICからのお知らせ

●JEMIC関西支社京都事業所は、京都市南区上鳥羽南部地区土地区画整理事業に伴い、所在地表示が次のとおり変更します。
〒601-8135 京都市南区上鳥羽石橋町202番地

●これまでの「くらしと検定」は、JEMICホームページでご覧いただけます。



▲ホームページ



▲くらしと検定

JEMIC

検索

<https://www.jemic.go.jp/>

全国のJEMIC

見学会の
お問い合わせは、お近くの
JEMICへどうぞ。



本 社 〒108-0023 東京都港区芝浦四丁目15番7号 ☎03-3451-1181 FAX 03-3451-1364

URL <https://www.jemic.go.jp/> E-mail soumu@jemic.go.jp

北海道支社……………☎011 (668) 2437

東北支社……………☎022 (786) 5031

中部支社……………☎0568 (53) 6331

北陸支社……………☎076 (248) 1257

関西支社……………☎06 (6451) 2355

関西支社京都事業所……………☎075 (681) 1701

中国支社……………☎082 (503) 1251

四国支社……………☎0877 (33) 4040

九州支社……………☎092 (541) 3031

沖縄支社……………☎098 (934) 1491



No.30
2022年11月



JEMICイメージキャラクター
「ミクちゃん」

電気メーター以外も 検定は必要?

家庭に設置されている電気メーターは、使用した電力量が正しく計量できるか検定*を行い、合格したメーターのみが使用されています。電気メーターのほかにもガスメーターや水道メーター、タクシーメーターなども同じように検定や検査を受けています。

これらの計量器は主に取引や証明に使用されるもので、計量法という法律で「特定計量器」として18種類が定められています。特定計量器は、その計量値で電気料金や水道料金などの金額が決まるため、正しくはかることは、正しい取引をするためにとても大切です。例えば、量り売りの肉を買う時に正しいか分からないはかりを使っていたら安心して買うことができません。

そのため、取引や証明に使用する特定計量器は、すべてが検定や検査に合格し、製品自体の信頼性に加えて、正しくはかれることが証明されている必要があります。

※指定製造事業者による基準適合検査(自主検査)を含みます。

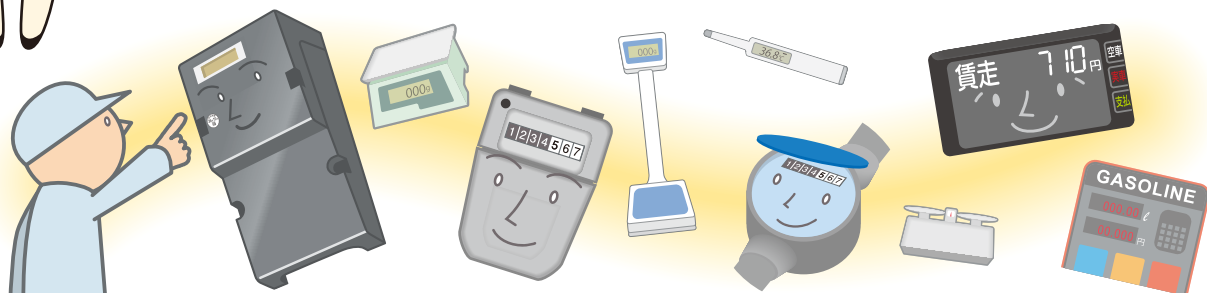




特定計量器

1 特定計量器の種類

特定計量器の種類は計量法で定められており、電気メーターやガスメーター、水道メーター、タクシーメーターなど18種類があります。



〈特定計量器の例〉……

質量計（非自動はかり〈静止状態で計量するはかり〉、分銅等）

温度計

圧力計

燃料油メーター

濃度計

騒音計

振動計

照度計

など

2 特定計量器の検定・検査等の実施機関

特定計量器は、検定・検査によって正しくはかれるかを確認していますが、その他にも検定に際して一部の検査を省略するために製品の構造等を確認する型式承認や検定に使われる基準器を検査する基準器検査なども行われています。

電気メーター以外の特定計量器は、主に次の機関が検定・検査などを実施しています。

型式承認	▶ (国研) 産業技術総合研究所
基準器検査	▶ (国研) 産業技術総合研究所及び都道府県(計量検定所)
検定・検査等	▶ 都道府県(計量検定所)、指定検定機関、製造事業者自らが検査を行う自主検査
定期検査	▶ 都道府県(計量検定所) 又は特定市町村

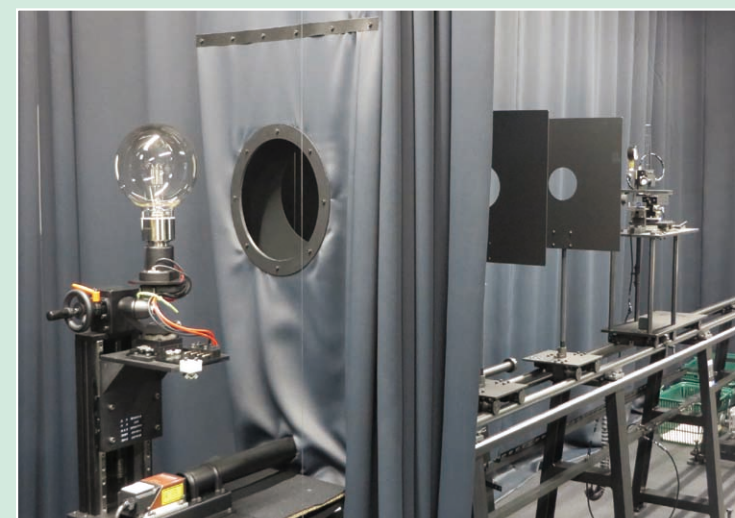
※照度計の検定及び照度基準器の検査は日本電気計器検定所で行っています。

3 特定計量器の検定～照度計の場合

例えば、照明取替え工事を受注した事業者が、契約において工事前及び工事後の明るさ（照度）を発注人に報告する場合（建築物内の明るさ〈照度〉や公園・道路の照明器具の明るさ〈照度〉を測定した場合など）は、検定に合格した照度計を用いる必要があります。

電気メーターの検定では電気基準器を基準として使用していますが、照度計の検定では照度基準器を基準として使用しています。照度基準器には、標準電球と呼ばれる非常に高品質な電球が使われています。

▼照度計の検定設備



▲デジタル照度計



▲アナログ照度計

★照度計の検定については、JEMICホームページ
<https://www.jemic.go.jp/kentei/shoudokei.html>も
ご覧ください。



Q&Aコーナー

Q 照度計の検定有効期限（取引や証明に使用できる期間）は検定に合格してから何年でしょう？
(次の選択肢から適当なものを1つ選んでください。)

- ① 1年
- ② 2年
- ③ 5年
- ④ 10年

答えは次ページを
ご覧ください。

